

水生生物水質環境管理手法 排水基準視野に検討

- 環境省 -



水生生物保全の水質環境基準の設定を目指す環境省は、同基準の設定後に、排出基準を視野に入れた具体的な環境管理手法についても検討を始める方針を固めた。一方、全亜鉛を項目とする同基準の中環審答申に対して、日本経済団体連合会はその基準設定に反対を表明するなど関係方面から異議が挙がっており、この新たな水質基準の設定・運用を巡り、同省が今後、関係機関とどのように調整を図るのかが注目しています。

中央環境審議会水環境部会の水生生物保全環境基準専門委員会は、第1次答申案をまとめた。それによると、ナフタレンなど8項目の目標値を導入し検討を進めた結果、公共用水域の常時監視結果などから、全亜鉛1項目について基準を設ける必要があるとされた。また、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドの3項目を要監視項目として数値を明記した。

全亜鉛の基準値については、淡水域で30 μ g/l、一般海域で20 μ g/l(特別海域で10g/l)などとなっています。

早ければ来春にも我が国初となる水生生物保全の水質環境基準の運用が始まる予定です。その他の項目についても今後、順次設定されていく見通しです。

一方、新基準に対する異議も挙がっています。パブリックコメントによりますと、「現在の一般的な水酸化物凝集沈殿法や活性汚泥法での処理は困難。膜濾過法を取り入れないと基準値案を下回るような処理は出来ない」、「都市河川では流量の大部分を下水処理水に依存している状況で、基準値案を達成するのは現状不可能」などの意見が寄せられた。

報告案での全亜鉛の環境基準が設定されまると、排水基準に連動し、例えば下水処理場の排水基準がその10倍の0.3mg/lに設定されるとの予測もあります。

更に、日本経済団体連合会が新水質基準の設定について、「保全すべき環境がどのようなものか明確にすべき」、「基準値導入過程の信頼性に疑問がある」などとして正式に反対の態度を表明した。

水生生物保全の水環境基準を巡る中環審での議論が大詰めを迎える中、今後環境省と関係機関における意見調整が注目されます。

資料：2003年6月25日付 環境新聞

元素分析課 岡田 伸美

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

